

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
○都市計画の変更の案の縦覧（5件）（都市計画課）	1

告 示

高知県告示第716号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 窪津漁業協同組合の地区
- 小型定置漁業及び大型定置漁業

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画区域マスタープラン
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知広域都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、高知市役所、南国市役所、香美市役所及びいの町役場

- 4 縦覧期間
平成29年11月14日から同月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
東部圏域都市計画区域マスタープラン
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
東洋都市計画区域、室戸都市計画区域及び安芸都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、室戸市役所、安芸市役所及び東洋町役場
- 4 縦覧期間
平成29年11月14日から同月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
中央圏域都市計画区域マスタープラン
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
香南都市計画区域、本山都市計画区域、土佐都市計画区域、佐川都市計画区域及び越知都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、土佐市役所、香南市役所、本山町役場、土佐町役場、佐川町役場及び越知町役場
- 4 縦覧期間
平成29年11月14日から同月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高幡圏域都市計画区域マスタープラン
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
須崎都市計画区域、中土佐都市計画区域及び窪川都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、須崎市役所、中土佐町役場及び四万十町役場
- 4 縦覧期間
平成29年11月14日から同月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
幡多圏域都市計画区域マスタープラン
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
幡東都市計画区域、中村都市計画区域、宿毛都市計画区域及び土佐清水都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、宿毛市役所、土佐清水市役所、四万十市役所及び黒潮町役場
- 4 縦覧期間
平成29年11月14日から同月28日まで